

いなんせ斎苑パソコン機器等賃貸借保守契約書（案）
（長期継続契約）

南部広域市町村圏事務組合理事会理事長 知念 覚（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記の物品に関し、賃貸借及び保守条項に基づき、次のとおり契約を締結する。

1. 賃貸借件名 パソコン等賃貸借保守契約
2. 賃貸借物品 別添「いなんせ斎苑パソコン機器賃貸借及び保守業務仕様書」のとおり
3. 契約期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで
(5年間・長期継続契約)
4. 賃貸借料金 〇〇〇〇円（月額／税込）
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円)
5. 総合計 〇〇〇〇円（税込）
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円)
6. 設置場所 いなんせ斎苑（浦添市伊奈武瀬1-7-5）

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年7月1日

甲 那覇市旭町116番地37
南部広域市町村圏事務組合
理事会理事長 知念 覚

乙

(契約目的)

第1条 この契約は、乙が機器を甲の使用に供するとともに常時正常な状態で稼働し得るよう保守し、甲の使用に供することを目的とする。

(料金の請求)

第2条 乙は、料金を甲に請求するものとする。

但し、請求にあたっては請求金額に消費税を加算するものとし、請求金額に一円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金の支払)

第3条 甲は、乙から前条の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に当該請求額を支払わなければならない。

(保守の範囲)

第4条 機器の正常な稼働を保持するため、乙が行う保守の範囲は次のとおりとする。

- (1) 緊急保守 万一故障が発生した場合は甲の通知により、乙は緊急性を考慮の上、必要な修理及び調整を行う。
- (2) 保守時間 保守は、原則として乙の所定就業時間内に行うものとする。

(保守の除外)

第5条 次の事項は前条に定める保守の範囲に含まれないものとする。

- (1) 機器の移設、撤去に関する作業及びオーバーホール又は改造。
- (2) 日常における機械の運転、操作ならびに清掃。
- (3) 天災、災害等の原因による故障の修理。
- (4) 乙の指定する使用条件に反したことにより生じた故障の修理、及び甲または第三者の作成したソフトウェアに起因する故障の修理。
- (5) 乙の指定品以外の記録媒体及び、消耗品等を使用したため生じた、故障の修理。
但し、上記修理又は作業を行う必要が生じ、甲が乙に依頼した場合には、甲、乙協議のうえ、その取扱いを定め、これに要する費用は乙が事前に見積りを行い、甲の承諾を得たうえ、乙が実施するものとする。尚、この際乙は機器のメーカーに当該作業の全部又は一部を委託することができる。

(乙の負担)

第6条 次の事項の費用は乙の負担とする。

- (1) 第4条に定める通常保守に要する経費。
- (2) 保守に要する交換部品代、但し、別記の部品については甲の負担とする。部品の交換については、乙の判断によるものとする。
- (3) 保守に要する工具、測定器等。

(保守時間及び電力等の提供)

第7条 甲は乙に対して保守に必要な適性時間、また調整等に用いる消耗品および電力を無料で提供するものとする。

(保守技術員の扱い)

第8条 機器内部の修理、調整は、乙の派遣する技術員が行い、甲は乙の機器設置場所への出入りを保証する。

(設置場所の整備)

第9条 甲は、機器の設置場所を適正に整備し、機器の正常な稼働を妨げる恐れのあるものを付近に設置しないものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、甲が故意又は重過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

(機密の保持)

第11条 乙は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第12条 甲又乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、ただちにこの契約を解除することができる。

(契約終了時の措置)

第13条 契約期間終了時の物品の取扱いについては、甲が物品を引き続き使用するものとし、乙は物品の返還請求はできないものとする。

(特約事項)

第14条 この入札に係る契約は、南部広域市町村圏事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、次の条件を付す。

- (1) 各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであること。
- (2) 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議してこれを定めるものとする。